

監 査 委 員 公 告

八峰町監査委員公告第3号

令和7年8月26日

八峰町代表監査委員 名 畑 吉 男



八峰町監査委員 門 脇 直 樹



財政・経営健全化審査結果の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、令和6年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により審査結果に関する意見書を次のとおり公表する。

八峰町一般会計財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和6年度の下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率(%)	-	-	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率(%)	-	-	-	20.0	30.0
③実質公債費比率(%)	7.1	7.8	8.4	25.0	35.0
④将来負担比率(%)	-	-	-	350.0	-

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字は、生じていない。

②連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字は、生じていない。

③実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は7.1パーセントで、前年度と比して0.7ポイントと減少し、早期健全化基準の25%は下回っている。

④将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率はマイナスで、算定されていない。(参考：早期健全化基準は350%)

(3) 是正・改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

八峰町簡易水道事業会計 経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和6年度の下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和 6年度	令和 5年度	令和 4年度	経営 健全化 基準	備考
①資金不足比率(%)	-	-	-	20.0	

(2) 個別意見

①資金不足比率について

本事業会計においては、資金不足は生じていない。経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状態にあると認められる。

(3) 是正・改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

八峰町下水道事業会計 経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和6年度の下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備考	
①資金不足比率(%)	-	-	-	20.0		
内訳	特定環境保全 公共下水道事業	-	-	-	20.0	
	農業集落排水事業	-	-	-	20.0	
	漁業集落排水事業	-	-	-	20.0	
	合併処理 浄化槽事業	-	-	-	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

本事業会計においては、資金不足は生じていない。経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状態にあると認められる。

(3) 是正・改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。